

■事業資金の調達方法

事業をする限り資金を止めることはできません。事業を始める時、事業拡大、事業転換においては設備投資が必須です。また日ごろの必要な運転資金に不足が生じた時に資金調達が必要になることもあります。今回は金融機関での借入である「プロパー融資」と「保証付融資」について、それぞれの制度の違いやメリット・デメリットについてご紹介したいと思います。

・プロパー融資

事業者が融資を受ける場合に、金融機関と直接取引を行う融資の方法です。事業者から提出された事業計画書や決算書などを見て、業績や保証人の信用、担保の有無、返済能力が十分にあるかなどを判断して金額、金利、返済期間などが決定されます。創業時や創業間もない事業主は過去の実績がなく、信用という意味では十分でないことが多いこともあり、プロパー融資を受けることは難しいとされています。万が一、返済が滞ってしまうとその損失は金融機関が負担しないといけなくなるため、審査はどうしても厳しいものになってしまいます。

プロパー融資は「保証付融資」を使った時に支払う保証料がかからないこと、経営状況が良好で返済能力に問題ないとされれば、借入金額に上限がないことがメリットとされています。プロパー融資を受けることは金融機関から高い信用や実績が評価されているということで、将来の資金調達でも有利になることが考えられます。

・保証付融資

事業融資を受けることに変わりはありませんが、事業資金の借入が円滑に行えるよう支援をする信用保証協会が公的な保証人になり融資を受ける方法です。一般的に創業時や中小企業は経営が不安定と見られることが多いため、金融機関から保証付融資を勧められることもあります。万が一、返済が滞った場合は信用保証協会が事業者に代わって金融機関に返済をしてくれます。ただ、これで事業者の借入金が消滅する訳ではなく、信用保証協会に返済する必要があります。保証料がかかってしまうことはありますが、信用保証協会が保証人になってくれることで金融機関は安心して融資をすることができます。信用保証協会が保証人になるということは金融機関と同様、審査を通過しなければいけないため、申込みから融資実行までの期間が長くかかる傾向があります。この保証付融資は融資額に上限が設けられているため、無担保で8,000万、有担保で2億8,000万までとされています。

どちらの制度で融資を受けるにしても、審査では決算書の内容、事業計画書がとても重要になります。赤字であってもその理由が明確で一過性のものだったり、改善が見込まれるのであれば審査が通るケースもありますが、やはり利益を少しでも多くして、資金力を高めることが将来の資金調達を成功させることにつながるのではないのでしょうか。

弊所ではお客様のご要望に応じて、その分野の専門家と一緒に動く体制を整えているため、迅速にかつ正確にご対応させていただいております。何かございましたら担当者まで是非お声かけください。弊所職員一同、親身になって対応させていただきます。

(文責 井上 光義)